

BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業
(うち、先導事業者型) の公募についての公示

令和4年4月28日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業（以下「BIMモデル事業」という。）（うち、先導事業者型）の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

BIM を活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業
(うち、先導事業者型)

(2) 事業目的

本補助事業は、BIM を通じたデジタルデータの活用により、建築分野における生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等に向けて、設計・施工等のプロセスを横断して BIM を活用する試行的な建築プロジェクトにおける BIM 導入の効果等を検証する取組について、優れた提案を応募した者に対し、国が当該検証等に要する費用の一部を補助することで、建築分野における BIM の活用を促進することを目的とします。

(3) 事業内容

建築 BIM 推進会議で策定された「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第2版）」（令和4年3月策定。以下「BIM ガイドライン」という。）の標準ワークフローを前提とした、BIM を活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、以下の①及び②のいずれも実施する効果検証・課題分析等の取り組みを公募します。

- ① BIM を通じたデジタルデータの活用による、BIM の活用による生産性向上、建築物・データの価値向上や様々なサービスの創出等を通じたメリット（特に発注者メリット）の検証等

BIM ガイドラインに沿って行われる建築プロジェクトにおける、設計、施工、維持管理等の各プロセス、またはそれらを横断するプロセスにおける BIM の活用による生産性向上、建築物・データの価値向上や、様々なサービスの創出等を通じた

メリットに対する定量的な効果検証等を行うものです。

- ② BIMデータの活用・連携に伴う課題（特に発注者と受注者の役割分担等）の分析等
発注者や、設計、施工、維持管理等を行う関係事業者など、様々な関係者間において、BIMガイドラインに沿ってBIMデータを受け渡し等しつつ連携する場合に生じる課題の分析や、その解決策の検討を行うものです。

(4) 補助金の額

一応募当たりの補助金の額は、当該事業に要する経費以内の額とし、一事業当たり3,000万円を限度とします。

2. 補助対象事業者の要件

- (1) 応募者は、補助を受けて実施する事業期間内における効果検証・課題分析等に向けて取り組もうとするものとします。

- (2) 応募者は、次の①～⑦に該当し、効果検証・課題分析等を行おうとする者とします。

- ① 応募者は民間事業者等であること。また、効果検証・課題分析等の対象となる建築プロジェクトの発注者又は所有者でない場合には、発注者等の了解を得ていること（仮想プロジェクトを除く。）。
- ② 効果検証・課題分析等を確実に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 効果検証・課題分析等を確実に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ④ 効果検証・課題分析等に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・資格及び処理能力を有すること。
- ⑤ 事業期間内での効果検証・課題分析等を達成するために必要な体制及び能力を有すること。
- ⑥ 令和元年度以降、国土交通省住宅局が所管する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

- (3) 一応募者につき、応募は一提案に限ります。

- ・同一の応募者又は構成員が「先導事業者型」として複数の提案を応募することはできません。
- ・複数の者が共同して応募することも可能です。その場合、その中から応募者の代表を定めたくえで応募してください。また、提案の際に構成員として応募者すべてを記載してください。

- ・同一の内容で、国の他の補助金等を受けている事業の応募は認められません。

3. 選定基準

(1) 事業の趣旨・目的への適合性

本事業の趣旨・目的を理解し、提案する事業において BIM の活用手法や、検証する効果やその比較基準・目標、分析する課題等を適切に設定できているかについて審査します。

(2) 事業の実現可能性・熟度

提案された取組に関する実施計画や実施体制等の実現の可能性、スケジュールの具体性等の観点から、事業の実現可能性・熟度について審査します。

(3) 事業の発展性

本事業の成果を公表・展開することで、BIM による建築分野の生産性向上の取組や検討等を更に進展させるかといった事業の発展性について審査します。

(4) 事業の波及性

本事業の成果を公表・展開することで、BIM による建築分野の生産性向上や普及等、市場の共通課題の解決につながるかといった事業の波及性について審査します。

(5) 事業の効率性

本事業の実施に当たって、検証内容や得られる成果等に対し、効率的な実施計画や実施体制となり、費用対効果が最大限発揮されるかについて審査します。

(6) その他

過去に本補助金の交付を受けた者で、事業の執行に関し不適切な対応があった等、本補助事業の採択にあたって不適切と認められる者が応募者（複数者からなる場合はその構成員を含む。）に含まれる場合は、当該応募者の提案を不採択とする場合があります。

4. 募集要領の交付期間及び場所

(1) 公募期間

令和4年4月28日（木）から令和4年5月27日（金）17時まで

(2) 募集要領の配布

次のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000921.html

5. 応募書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和4年5月27日（金）17時（必着）

(2) 提出先

国土交通省住宅局建築指導課

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業担当
〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8111（内線39-504、39-542）FAX：03-5253-1630

メール：hqt-bimmodel@gxb.mlit.go.jp

(3) 提出方法

原則メールを利用しての提出。詳細は募集要領を参照してください。

6. 問い合わせ先

(1) 事務局

5 (2) に同じ

(2) 担当部局

5 (2) に同じ

7. 採択

提出された応募書類について、学識経験者等で構成される評価委員会での評価を行い、採択の候補を選定します。その結果を踏まえて、本事業に係る令和4年度予算の範囲内で国土交通省が事業の採択を決定します。審査にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行います。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とします。

(3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行いません。

(4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にすることがあります。

(5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 詳細は募集要領によります。